

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成21年  
6月2日  
(火曜日)

## 目次

告示  
道路の区域の変更(道路整備課).....  
道路の供用の開始(道路整備課).....  
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....  
公告  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....  
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課).....  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....



### 山口県告示第二百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年六月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道  
路線名 三七六号  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
周南市大字長穂字梓谷下二三四の一 地先から 同市大字須々万本郷字田中二二七 の二地先まで 及び 周南市大字須々万本郷字田中二二七 の一の二地先から 同市大字字三太郎三八七の八地 先まで	最 広 最 狭 四 九 ・ 三	最 広 最 狭 五 五 ・ 二	二 ・ 九 六 七 ・ 九	七 九 五 ・ 三	一般国道三二五 号の道路の区域 (重用) 道路改良工事の 完了による。

### 山口県告示第二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年六月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 三七六号	周南市大字須々万本郷字田中二二七の一の二地先から 同市 同大字字三太郎三八七の八地先まで	平成二十一年六月 三日

### 山口県告示第二百三十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十一年六月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称  
前地地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線、標柱十八

号と十九号を県道須佐湾高山尾浦線東側境界線に沿って結んだ線、標柱十九号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を県道須佐湾高山尾浦線東側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

市 名	萩 市
大 字 名	須 佐
字 名	阿 武 浦
地 番	八九二の一 地先
標 柱 番 号	一 号
	二 号
	三 号
	四 号
	五 号
	六 号
	七 号
	八 号
	九 号
	十 号
	十 一 号
	十 二 号
	十 三 号
	十 四 号
	十 五 号
	十 六 号
	十 七 号
	十 八 号
	十 九 号
	二 十 号
	二 十 一 号
	二 十 二 号
	二 十 三 号
	二 十 四 号



(二八八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十一年六月二日から同年十月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ宮田町店  
所在地 下関市宮田町一丁目八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
合同会社リバーフィール 下関市本町二丁目一番二一 児玉 篤

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の住所	下関市武久町二丁目三番一号	下関市本町二丁目一番二一
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	佐野 公一	児玉 篤

四 届出年月日

平成二十一年五月十八日

五 変更年月日

平成二十一年二月四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ宮田町店  
所在地 下関市宮田町一丁目八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
 合同会社リバーフィール 下関市本町二丁目一番二一  
 ド 児玉 篤

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	(仮称)マックスバリュ下関 宮田町店	マックスバリュ宮田町店

四 届出年月日

平成二十一年五月十八日

五 変更年月日

平成二十一年五月十五日

(二八九) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名 施行地区

平生町

川久保地区

事業の種類

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成二十一年六月三日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二九〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十一年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字麻郷字亀屋

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛媛県伊予郡砥部町八倉一〇八番地の一

摂陽明正株式会社

平成二十一年六月一日  
印刷発行

発行所

山口県知事  
山田 隆